

## 各種ガイドラインの位置づけ

### 1. ユニバーサルデザインに関する取組

我が国におけるバリアフリーあるいはユニバーサルデザイン化の推進に向けては、平成29年2月に閣議決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」において、以下の取組を行うこととされている。

#### (1) 人々の心にある障壁の除去に係る取組（「心のバリアフリー」）

- ・2020年度、学習指導要領改訂を通じ、すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導
- ・今年度以降、接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアルの策定・普及
- ・障害に対する理解を持ち、困っている障害者等に自然に声をかけることができる国民文化の醸成に向けた仕組みの創設

#### (2) 物理的障壁や情報にかかわる障壁の除去に向けた取組（「バリアフリーの街づくり」）

- ・バリアフリー法を含む関係施策の検討、スパイラルアップ
- ・公共交通移動等円滑化基準（以下、「基準」という）・バリアフリー整備ガイドライン（以下、「国交省ガイドライン」という）の改正<sup>※1</sup>、建築設計標準の改正
- ・公共交通機関等のバリアフリー化<sup>※2</sup>

※1：Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン（以下、「アクセシビリティ・ガイドライン」という）等を踏まえ全国の交通施設・建築施設のバリアフリー水準の底上げを図ることが示されている。

※2：具体的施策の1つに、「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」（空港旅客施設のバリアフリーに関するガイドライン）の改訂が掲げられており、基準や国交省ガイドラインの改正内容に合わせて検討することが示されている。

このように、空港旅客施設整備のガイドラインづくりといったハード面の対応とともに、接遇に係るマニュアル策定といったソフト面の対応も含めた施策が総合的に進められているところである。

国交省ガイドライン、空港旅客施設のバリアフリーに関するガイドライン、アクセシビリティ・ガイドラインにおける位置づけ等について以下に示す。

## 2. 国交省ガイドライン及び空港旅客施設のバリアフリーに関するガイドラインの位置づけ

### (1) 国交省ガイドラインの位置づけ

平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が施行された。この法律では、公共交通機関等を新設等する場合において、一定のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）に適合させなければならないこと等が示されている。

一方、国交省ガイドラインは、公共交通事業者等が、旅客施設及び車両等を新たに整備・導入等する際、高齢者、障害者等をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに応えるため、旅客施設及び車両等の整備のあり方を具体的に示した目安である。本ガイドラインは、義務となる移動等円滑化基準、具体化にあたって考慮すべき整備の内容を「移動等円滑化基準に基づく整備内容」、これに準じて積極的に整備することが求められる「標準的な整備内容」、さらに高い水準を求める「望ましい整備内容」に分けて構成されている。

### (2) 空港旅客施設のバリアフリーに関するガイドラインの位置づけ

空港旅客施設のバリアフリーに関するガイドラインは、バリアフリー法、国交省ガイドライン等を踏まえ、空港での運用条件を考慮して、空港内の駐車場等関連施設を含む空港旅客施設におけるバリアフリー対策をとりまとめたものであり、空港関係者が具体的に施設計画を検討する際の参考となるものである。また、新築・改修に際して確保すべき「義務的要素」と、より望ましい「誘導的要素」で構成されており、個別の条件を考慮の上、適宜判断するものである。

空港旅客施設の特異性や固有の運用条件等を踏まえ、国交省ガイドラインの内容に加え、空港に特化した内容として、より望ましい整備内容や参考事例を具体的に示し、空港関係者にとってわかりやすく有用なものとする。

※イメージ図: 空港旅客施設のバリアフリーに関するガイドラインの位置づけ参照

## 3. アクセシビリティ・ガイドラインについて

アクセシビリティ・ガイドラインは、IPCガイド<sup>※</sup>に基づき、オリンピック・パラリンピックの開催に向けてアクセシビリティに関する指針として策定されたものである。

本ガイドラインの最も大切な目的は、組織委員会はもとより大会準備に関わるすべての関係団体・行政・事業者が、大会に関するアクセシビリティのニーズを理解し、大会準備の初期段階から、アクセシブルな環境整備を考慮し、準備に反映することにある。なお、現在、改定を行っている国交省ガイドラインは、一部アクセシビリティ・ガイドラインの基準を視野に入れて検討を行っている。

※IPCガイド: 法的拘束力はないが、世界中のアクセシビリティに関する情報を分析し、IPCガイドという指針にまとめ国際パラリンピック委員会が公表しているもの。

## イメージ図：空港旅客施設のバリアフリーに関するガイドラインの位置づけ

